



## 6 応募者申請内容

- ① 工事名
  - ② 工事場所
  - ③ 搬入量
  - ④ 受入れ可能な時期
  - ⑤ 許可等取得済みの工事（次に該当する場合の全ての許可等取得工事）**\* 1**
    - i。都市計画法第29条1項に基づく開発許可取得工事
    - ii。建築基準法第6条1項の規定に基づく確認済書取得工事
    - iii。「島根県土地利用対策要綱」第6条に基づく開発協議又は、市が設置する調整会議を経て必要な許可を得た工事
    - iv。土地区画整理法第14条1項の規定に基づく認可を得た事業
    - v。上記iからivに該当しない工事において、必要とされる許可等がある場合の、許可等取得工事
  - ⑥ 民間工事請負業者（請負業者は次の全てに該当する者。）**\* 2**
    - i。元請業者又は下請業者（建設発生土を受け入れて造成工事を行う者は、1次下請までに限る）であること。
    - ii。島根県の入札参加資格保有者（建設工事の種類は土木一式工事又はとび・土工・コンクリートに限る）であること。
    - iii。応募期間中に指名停止の処分を受けていない者。
  - ⑦ 受入地付近の安全管理
  - ⑧ 応募者が土砂の運搬する場合はその旨
- \* 1 許可等**を取得してなくても候補者名簿に掲載されるが、なければ搬出先候補者に絞り込まれない。
- \* 2 民間工事請負業者**がiからiiiまでの全ての要件に該当しない場合や、未だ請負業者が決定していない場合にも、候補者名簿に掲載される。

## 7 手続き（「様式2-2 建設発生土の利用調整のフロー」のとおり）

### （1）公募から候補者名簿掲載まで

- ① 建設発生土の受入を希望する者は、「様式3-1 申込書」により応募すること。
- ② 応募にあたり質問がある者は、「様式3-3」により質問すること。質問に対する回答は、公募と同じホームページに掲載する。この場合、質問者名等は公表しない。なお、応募と関係のない質問又は質問の意図が不明な場合は、回答しない。
- ③ 応募書類が、所定の要件及び記載事項を満たしている場合及び補正が可能な場合にあっては、補正を求め、補正がなされた後に、候補者名簿に掲載する。
- ④ 候補者名簿への掲載の有無については、応募者に通知する。

(2) 候補者名簿からの削除又は掲載事項の変更

- ① 候補者名簿からの削除を希望する場合は、「様式3-4 辞退届」を速やかに提出すること。
- ② 受入可能時期が過ぎた者は、候補者名簿から削除する。
- ③ 「様式3-1 申込書」の応募項目に変更が生じた場合は、「様式3-5 変更届」を速やかに提出すること。
- ④ 候補者名簿から削除した場合や、候補者名簿の内容を変更した場合は、応募者に通知する。

(3) 搬出先候補者の絞り込みと搬出先工事の決定まで

- ① 6 応募者申請内容の①から⑤までの内容を申請している者について、搬出工事毎に、搬出先候補者の絞り込みを行なう。
- ② 搬出先候補が複数ある場合は、「様式2-1 建設発生土の受入工事絞込評価基準及び利用調整事項」の1. 評価基準により順位をつける。
- ③ 搬出先候補について（搬出先候補が複数ある場合は評価が上位の工事から順に）利用調整を行い、搬出先民間工事を決定し、協定を締結する。なお、利用調整によって、下位候補が搬出先となり、上位候補が搬出先とならない等の結果になることがある。

(4) 搬出先民間工事としない場合、及び辞退について

- ① 搬出先候補者の通知があった後（利用調整を行った工事を含む。）に搬出先民間工事に決定されなかった工事について応募者にその旨を通知する。
- ② 搬出先候補となった後に搬出先民間工事に決定するまでの間に、受入を辞退する場合は、辞退届「様式3-4」を提出すること。

(5) 搬出先民間工事決定後の公表について

- ① ホームページにより1ヶ月間公表する。
- ② 公表内容は、応募者名及び工事名並びに工事場所とする。

8 書類提出先

郵便番号690-0011 島根県松江市東津田町 1741-1

島根県松江県土整備事務所企画調整スタッフ 担当：佐川、山田

TEL 0852-32-5403 FAX0852-32-5764

## 9 書類提出方法

郵送又は持参による。

## 10 その他

- ① 公募に関する経費は、全て応募者の負担とする。
- ② 申請内容について、問合せをする事がある。
- ③ 許可等取得見込みについて、候補者名簿掲載者に問合せをする事がある。
- ④ 候補者名簿に掲載されても、搬出先民間工事に選定される事を確約するものではない。
- ⑤ 県事務所と搬出先候補者との利用調整が整っても、県事務所の都合により協定を締結しない場合がある。この場合、搬出先候補者の被った損害を県事務所は負担しない。
- ⑥ 公募者名簿は、松江県土整備事務所以外の県及び国並びに市の機関にも提供することができる。  
このため、松江県土整備事務所以外の機関から、申請内容について問合せをする事がある。